子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる問題である」という認識をもつ。
- *「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む。
- *小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ。
- *いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。
- *日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

【未然防止】

- *健やかでたくましい心を育むために、家庭、保・幼・小、 地域とのつながりを大切にする。
- *生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づく りに努める。
- *いじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがい じめをなくそうとし、「いじめを見ぬ振りはしたくない」 と思う心を育てる。また、生徒を認め、自尊感情を育む。
- *インターネット、SNS 等利用の危険性について、生徒や 保護者に啓発をする。
- 一昨年度の取り組みの評価一
- *小中三校合同研修や小中生徒指導部会を実施した。情報 交換を行い、同校区内小中間における問題共有に努めた。
- *SNS については、小中でノーメディアデーを設定し、メ ディアコントロールの必要性を啓蒙した。

【早期発見】

- *日頃の指導の中で、生徒や保護者との信頼関係を 築き、気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- *生活アンケートによる定期的な実態把握を行う。
- *担任や生徒指導は、養護教諭、スクールカウンセ ラー、学校支援員等と情報を伝え合う。
- *生徒の、いじめを受けているサインを見逃さない。
- *家庭訪問や面談等で、「あなたを大切にしている」 というメッセージを伝える。
- 一昨年度の取り組みの評価一
- *生活アンケートの活用により、問題把握・早期対 応に努めた。
- *生徒指導部会を週日課内に位置づけ、毎週、確実 な情報共有を行った。

【早期対応】

- *運営委員会で気になる生徒を確認し、ケース会議 を開催する。
- *多方面からの情報収集により、いじめの全体像を 把握し、具体的な対応方針や指導方針を決定する。
- *解決に向け、いじめられた生徒への支援、いじめ た生徒や周囲の生徒への指導、保護者への対応等 に学校体制で適切に取り組む。
- *継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未 然防止に向けた指導体制を点検する。
- 一昨年度の取り組みの評価―
- *SC、SSW の活用とともに、学年部を中心に早期 対応を意識して指導にあたった。
- *連絡・報告を確実に行い、その後の支援・見守り 体制の整備に努め、保護者と連携し対応した。

【PTAや地域との連携】

- *PTAによる朝のあいさつ運動や交通安全指導
- *補導活動による小・中学生への声かけ運動
- *補導定例会での情報交換

【生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *道徳の時間を中心にあらゆる場面で、いじめに関連する一つ一つの道徳的価 値について、生徒がじっくりと考えを深められるようにする。
- *学級活動・生徒会活動では、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む 活動の充実を図る。(ピアサポート活動の活性化など)

【いじめ対策委員会】

委員校長、教頭、教務主任、 学年主仟、養護教諭 生徒指導主事、PTA代表 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

【取組等の点検】

- 【職員研修・指導体制】*年度当初、生徒理解研修を実施し、生徒理解に努める。
 - *いじめ防止のための職員研修として「静岡県いじめ対応マニュアル」、「静岡県 いじめの防止等のための基本的な方針」、「子どもが安心して学べる学校づくり」 「生徒指導提要」等を活用し、①いじめのない学校づくり、②思いやりあふれ る学校づくりについての共通理解を図る。
 - *スクールカウンセラーを講師とした、いじめ防止のための研修を行う。
 - *担任だけに任せず、必ずチームで対応する。
 - *校内研修や打ち合わせで、いじめや人権教育に関する研修や見直しを行う。
 - *職員アンケートを行い、日常の指導の振り返りを行い、次からの指導に生かす。

【関係機関との連携】

いじめに対する指導・援助には専門 性・時間・機能などの面で学校の範囲を 超える場合があることを共通理解し、教 育委員会(教育政策課)、警察署、児童相 談所、子ども若者支援課、子ども発達支 援センター、民生委員、主任児童委員ら と日頃から積極的な情報交換を行う。